

# 2021年度 運輸安全報告書

三球観光株式会社

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 輸送の安全委関する法令を遵守し、安全を第一とする
- ② 現状の安全対策に満足せず、更なる向上に努める
- ③ 無事故無違反達成のため、従業員一丸となって取り組む

## 2. 輸送の安全に関する目標および目標達成状況

- 重大事故ゼロの継続(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
- 無事故無違反の継続

2021年度目標達成状況

重大事故件数 0件、無事故無違反件数 0件

## 3. 事故に関する統計

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度
交通事故件数	0	0	0	0	0
重大事故件数	0	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0	0
負傷者数	0	0	0	0	0

「一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書」に基づく

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度
無事故延総日数 (無事起算日) 2015年11月21日	2263日	1898日	1532日	1167日	802日

## 4. 輸送の安全のために講じた措置

### (1) 運輸防災マネジメント

- ・災害時における管理体制の見直しのほか、リスク評価、事前の準備などを再検討課題とし、社長を含め全従業員で取り組んでいくこととしました。

### (2) 救命救急講習

- ・事故や緊急事態発生時の対応方法の一環として、消防局主催の救命救急講習を全乗務員が受講しました。

### (3) 安全教育年間計画表に基づき、安全教育の実施及び指導を行いました。

### (4) 車両整備基準の再検討及び改定

- ・『貸切バス予防整備ガイドライン』を基に車両タイプ、年式等を考慮し、整備基準を改定しました。

### (5) 乗務員の健康管理及び生活指導の実施

- ・毎年1回健康診断を受診し、産業医からの所見も含め乗務員の健康管理や生活指導を定期的に行っています。

### (6) 新型コロナウイルス対策

- ・常に日本バス協会のガイドラインを遵守し感染症対策を行っていますが、改めて、日頃からのマスク・手洗い・うがい・手指消毒および運行中の外気導入、運行待機中の換気ならびに車内消毒等を周知徹底しました。

## 5. 輸送の安全に関する教育および研修の実施

### (1) 乗務員教育の実施・・・別紙1(2021年度安全教育年間教育表)参照

### (2) 適性診断の受診及び診断結果に基づく指導

### (3) 事故防止対策会議

### (4) ドライバーミーティングの実施(毎月1回開催)

## 6.2022年度 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故ゼロの継続
- (2) 無事故無違反の継続

## 7. 輸送の安全に関する内部監査の実施

2021年度の内部監査において、安全管理体制、安全の目標達成の状況及び新型コロナウイルス対策ガイドラインの周知徹底の状況を確認したところ、早急に改善すべき事項は見受けられませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引いており、業務内容の変化などで乗務員の精神的負担も大きく、コミュニケーションを取りながら健康面・精神面のフォローアップを継続していくこととしました。

## 8. 輸送の安全に係る連絡体制

- 別紙2(安全管理体制図) 参照
- 別紙3(緊急連絡体制) 参照

## 9. 安全管理規程

- 別紙4(安全管理規定)参照

## 10.安全統括管理者

竹下 秀明

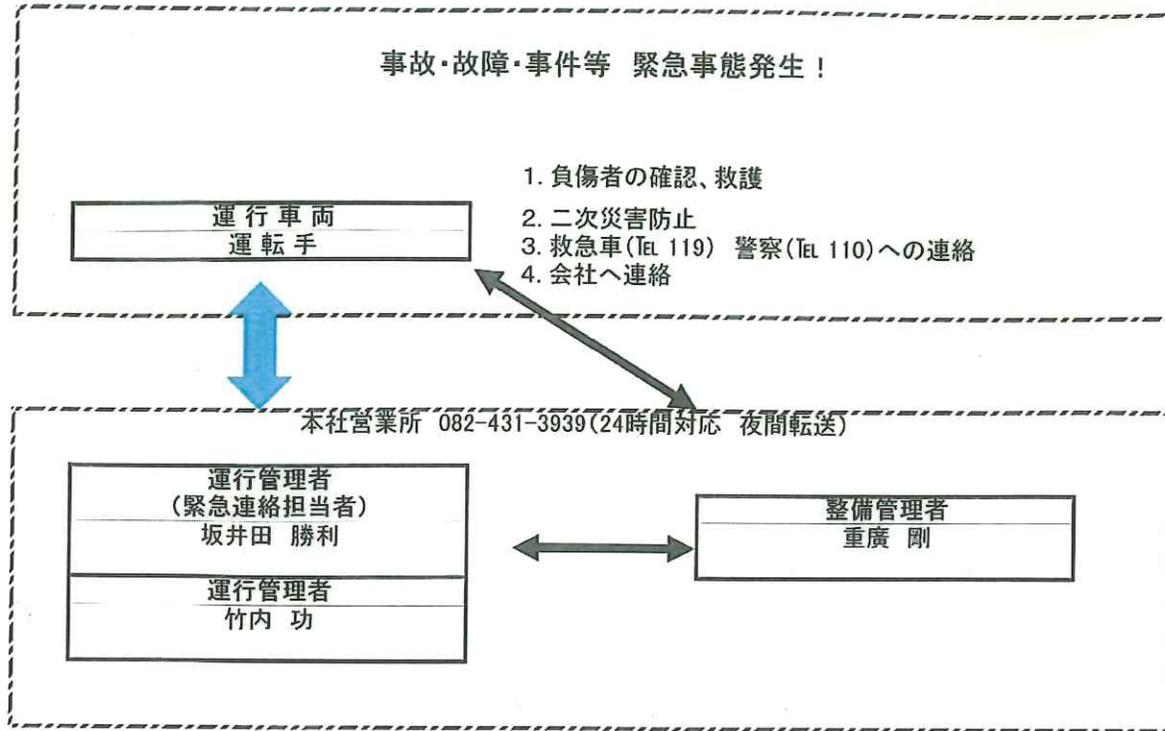
令和 4年 4月 15日

2021年度(令和3年)乗務員教育計画予定表

	全体教育	予定	指導
2021年 4月	① 1、事業用自動車運転する場合の心構え (事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導) ② 春の全国交通安全運動について(重点実施事項の周知)	4/10	4/17(土) 10:00～ 午後一般
5月	① 2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 <b>コロナ感染対策</b> (道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導)	5/15	<b>コロナ感染 予防の為、 手帳案内</b>
6月	① 4、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底) ② 梅雨期の安全運転について (適切な車間距離の確保・異常気象時の対応)	6/7	6/25(土) 13:00～
7月	① 5、旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 (乗降口の扉の開閉時における事故防止等の指導) ② 広島県夏の交通安全運動について(重点実施事項の周知)	7/17	7/10(土) 10:00～
8月	① 6、主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 (路線又は運行経路の交通状況の把握) <b>一般的な指導及び監督の実施マニュアル</b>	8/7	<b>コロナ感染 予防の為 マニュアル配布</b>
9月	① 11、安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 (安全性の向上を図るための装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導) <b>指導教育テキスト</b> ② 秋の全国交通安全運動について(重点実施事項の周知)	9/11	<b>コロナ感染 予防の為 マニュアル配布</b>
10月	① 8、運転者の運転適性に応じた安全運転 (適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導)	10/9	10/2(土) 10:00～
11月	① 7、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 (危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、災害発生時における対応方法の指導) ② 過労運転防止とサービス向上について (睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について)	11/6	11/6(土) 10:00～
12月	① 10、健康管理の重要性 (疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導) ② 年末年始輸送安全総点検について(重点実施項目の周知)	12/11	12/11(土) 13:00～
2022年 1月	① 9、交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 <b>安全運転教本</b> (過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導)	1/8	<b>コロナ感染 予防の為 マニュアル配布</b>
2月	① 12、ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導 ② 13、ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	2/5	2/5(土) 10:00～ 3月分
3月	① 3、事業用自動車の構造上の特性 (車高、車長、車幅、死角、内輪差及び制動距離等の確認) (車両火災の予防運動) ② 14、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導	3/5	3/5(土) 13:00～ テキスト配布

三球観光株式会社

事故・故障・事件等 緊急事態発生！



緊急連絡体制

三球観光株式会社 本社営業所

関係機関

国土交通省
広島運輸支局
082-233-9166
広島県バス協会
広島市東区上大須賀1-16 交通会館ビル
082-261-3238

①速報対象となる重大事故

- ①乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた場合
- ②乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- ③乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- ④乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重症、軽傷を問わず)を生じた事故
- ⑤転覆、転落、火災(積載物の火災を含む)を起こした事故
- ⑥鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突もしくは接触した事故
- ⑦酒気帯び運転
- ⑧自然災害に起因する可能性のある事故
- ⑨運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(脳疾患、心臓疾患、意識喪失に起因すると思われるもの)
- ⑩その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

②速報の対象となる重大事件

- ①乗員、乗客に死者が出た事件
- ②乗員による業務中の暴行事件
- ③報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼす恐れのあるもの

速報の対象となる事件・事故の報告

まずは電話でわかる範囲で第一報の報告、その後別紙様式でFAX送信  
24時間以内に報告  
追加情報は随時連絡  
速報に該当するか判断できない場合も連絡

③速報の対象になる重大事件の予告

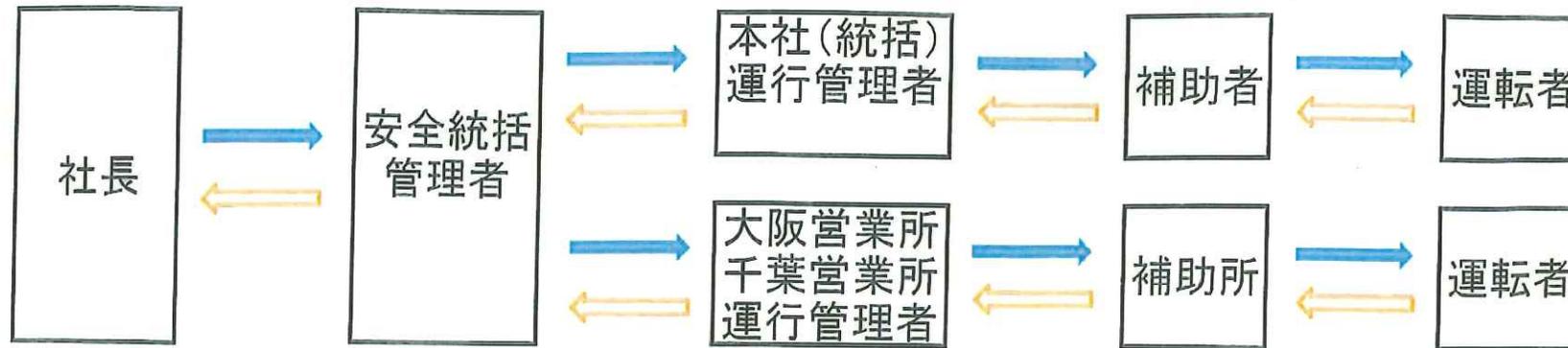
①特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込み、その他予告行為

④速報の対象になる特定重大事件

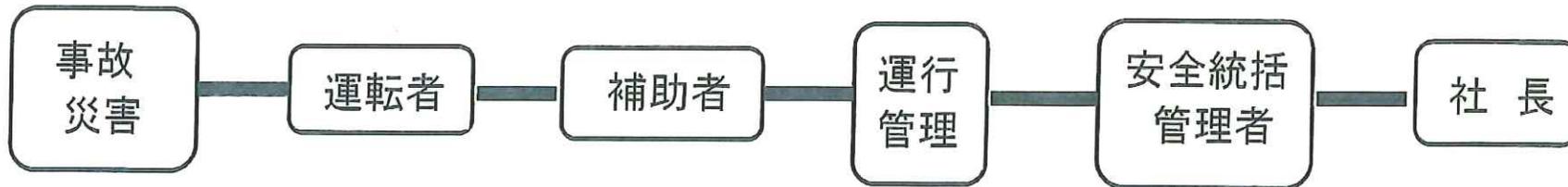
- ①バスジャック
- ②施設の不法占拠
- ③爆弾又はこれに類するものの化学剤の散布
- ④核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

◎安全管理体制図(第八条関係)

三球観光株式会社



◎事故・災害等に関する報告連絡体制図(第一三条関係)



◎輸送の安全に関する記録の管理等の方法(第一八条関係)

運行管理者 は、安全管理規定第一八条第2項に定める事項について記録及び保存をする。

# 安全管理規程

<安全マネジメント>

三球観光株式会社

令和4年4月



## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第二条 本規程は、三球観光株式会社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情

報を伝達、共有すること。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による(別紙参照)。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。  
(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる(別紙参照)。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める(別紙参照)。

附 則 (実施の時期)

- 1、本規定は、令和4年4月1日から実施する